

令和5年度特定課題評価における実施方針

1 趣 旨

北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第4条第1項の規程により定める第5条第1項の規定に基づき、令和5年度特定課題評価に関する実施方針を定める。

2 基本的な考え方

令和5年度政策評価基本方針第2の2(3)の規定により、特定課題評価を実施する。

3 評価の対象

(1) 対象

総合計画に掲げる政策を対象とする。

(2) 単位及び範囲

総合計画の政策展開の体系上の21の政策の柱を単位とし、次の7つの政策の柱を対象範囲とする。

- ア 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- イ 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮
- ウ 本道の優位性を活かした力強い地域産業の創造
- エ 道民をはじめ国内、そして世界中から愛される「観光立国北海道」の実現
- オ 協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの再構築
- カ だれ一人取り残さない、だれもが活躍できる社会づくり
- キ 世界に飛躍するスポーツ王国北海道の実現

4 評価の視点

(1) 目標の達成状況

総合計画の指標の達成状況や達成する上での課題など、道政上の課題への対応

(2) 連携状況等

関連する施策間・部局間での相互連携や多様な主体による連携・協働の推進など、行政サービスの質の向上への対応

(3) 緊急性、優先性

社会経済情勢の変化や道民の要請等を踏まえた緊急的・優先的な取組や新たな課題等への対応

5 評価の時点

評価の時点は中間評価とし、令和5年8月1日現在の進捗状況等に基づき評価を実施する。

6 評価の実施方法

(1) 総合計画の政策体系に沿って整理された施策の評価調書を基に、対象となる政策の柱の評価調書を作成する。

(2) 北海道政策評価委員会の知見の活用を努めるため、評価の対象となる政策の柱を構成する施策の実施機関（所管部局）に対して基本評価等専門委員会によるヒアリング等を行う。

7 実施に係る細目

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。